

## 上下水道料金の支払いは便利で安心な口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。

### ○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

### ○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行      ・筑波銀行      ・茨城県信用組合      ・東日本銀行      ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫      ・烏山信用金庫      ・中央労働金庫      ・ゆうちょ銀行、郵便局

### ○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道課・各総合支所にあります。

**問 水道課総務G ☎52-0427**

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険の被保険者証(保険証)の有効期限は、平成29年3月31日までです。4月1日からは新しい保険証を使用してください。

○郵送時期      新しい保険証は、3月下旬に世帯の加入者全員分を世帯主宛てに郵送します。

### ○記載内容の確認

保険証に記載されている氏名・生年月日・住所などに誤りがないかご確認ください。記載内容に相違や不明な点がある場合は、医療保険課または各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

※保険証の内容は平成29年2月末現在の加入状況で作成しています。

### ○保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、原則「平成30年3月31日」です。ただし、次に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

#### ①平成29年度中に75歳になる方

有効期限は誕生日の前日です(75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行します)。

#### ②平成29年度中に65歳になる退職者医療制度の該当者

有効期限は誕生月の末日です(誕生日が各月1日の方は、誕生月の前月の末日)。

※退職者医療制度該当者の被扶養者の方は、該当者と同じ有効期限になります。なお有効期限が切れる前に、一般資格の保険証を郵送します(手続き不要)。

有効期限の過ぎた保険証は4月1日以降、ご自身で破棄してください。

個人情報が多く記載されていますので、ハサミなどで細断してから破棄してください。

### ○社会保険等ほかの健康保険に加入したとき

社会保険等に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。下記を持参のうえ、医療保険課または各総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

- ・新しい社会保険等の被保険者証      ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使うもの)      ・窓口で手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

**問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線165**

**山支 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121(代表) 美支 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111(代表)**

**緒支 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111(代表) 御支 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111(代表)**